

深城村元禄鉄砲騒動・一名「市兵衛記」関係史料

① 高橋鳴鶴による「市兵衛記」の解説

〔解説〕市兵衛は寛文三年癸卯某月上總國市原郡姉崎村に生る。家貧うして名主次郎兵衛の奴僕と爲る。當時此地猪鹿多く、山林に棲息して、田圃の作物を害す。農民等之を憂ふ。元禄八年乙亥八月、本村、迎田、片又木、立野、豊成、不入斗、天羽田七ヶ村相謀つて、望陀郡長谷川村の獵犬總兵衛を傭ひ、村民と共に大須林山に狩る。既に日暮に近き頃、偶々深城村の人、九左衛門の妻たけ山中に在り。總兵衛たけを鹿と誤認し、之を銃殺す。此に於て諸村の名主組頭等驚きて相議したれども、皆其處置に苦む。時に天羽田村太郎兵衛なる者竊かに提議して曰く、若し是れを白地に奉行所へ訴へなば、容易ならざる騒動を惹起し、村民の難儀を來す可れば私和するに如かずと述ぶ、衆此説に賛同し、吊金を贖し、之を被害者の兄作右衛門に贈り、事穩便に落着す、後幕吏其由を探知し、一同を法廷に召喚し、糾問せしに、其實を告げざりしを以て重科に處せられ、翌九年丙子八月、總兵衛は死罪に、七村及長谷川村の名主等は八丈、三宅二島に配流せられ、事に關せし組頭等悉く追放の刑に處せらる。又作右衛門も放逐となり、各自所有の土地合計三百六十五石(草高)を没官せらる。かくて市兵衛の主人次郎兵衛も、四十石餘の土地を沒收せられ、伊豆の大島に流さる。次郎兵衛に老父及子女二人あり、次郎兵衛流罪の後、其妻女子を産んで病死す。市兵衛依つて其幼兒を懷にし、遍く里の乳ある者に乞ひて之を鞠育す。親族敢て顧みるものなし。市兵衛妻と謀り、己れの女を人の婢となし、其價若干と他人の田畑を小作して得たる所の金若干とを以、一小屋を購ひ、次郎兵衛の父と子女とを此に置き、之に事ふる事恰も次郎兵衛に事へし時の如し、此に於て遺族等漸く飢寒の憂を免るゝを得たり。市兵衛猶ほ己れ妻と同棲せば、或は子女を生みて爲めに貧窶を増し、主家の遺族を給養し得ざらんことを恐れ、人情最も忍び難き愛を割き、遂に妻と別居し、俱に賃銀を得ては皆主家遺族の給養に充て、妻と室を同うせざる事殆ど十有一年の久しきに及べり。是れより先き、次郎兵衛罪に就くの日より、市兵衛毎夜丑の刻を期して姉崎神社に詣で、其主の宿免を祈願し、又江戸に至り、身を以て主の罪に代らん事を請ふ。爾來江戸に抵りて請ふこと月に必ず一二回、其都度次郎兵衛の子萬五郎を貰ひ、帶澤普葉繩を纏ひ、途に宿泊せず、晝夜兼行江戸に赴く。此の如くすること又十有一年、終始一日の如し、寶永二乙酉の年二月、市兵衛又た往きて訴ふることも前の如し、而して自ら吏に向ひ今度は願望聽許を得ずんば、空しく郷里に還へらじと誓ふ。吏其事由を訊ふ。市兵衛答へて曰く、次郎兵衛の父今年八十七、而して風疾を患ふると既に三年、常に語て曰く、願くは一たび次郎兵衛を見ることを得ば、則ち死すとも憾みなしと、且つ三千益々成長して、愈々父を慕ひ、日夜悲泣して已まず、主従の情実ぞ之れを見るに忍びんや。故に敢て官威を冒して懇請す。此衷情を憫みて暫く次郎兵衛の罪を赦され、還して老父と面語せしめば、小人が檀訴の罪は、如何なる嚴刑に處せられんも敢て辭せざる所なりと、獻款流涕して語り、人をして感動せしむるものありしかば、官其誠忠を憫み、次郎兵衛の田宅を以て市兵衛に賜ふ。然るに市兵衛猶嫌ざるものの如くして、曰く、始めは主の爲に願ひて、終りに己れの爲にするに至る、小人義として命を奉ずるに忍びず、願くは之を舊主の子萬五郎に賜はらんことをと、官之を許し、市兵衛には更に無主の田六町及び金圓等を賜ひ、以て其忠誠を賞せらる。市兵衛は次で又歎訴し、三年丙戌五月聽許せられて、次郎兵衛以下歸村するを得たり。其後又追放者の宿免を歎訴し、悉く赦され、沒收の地の大抵舊主に復せらるゝに至りしは、これ皆市兵衛が至誠の感動する所なりと云ふべし。林大學頭、當時の奉行として事に當りし萩原重秀の依囑により、市兵衛の記文を草せしより、其名朝野に著る。市兵衛は正徳四年甲午十一月四日歿す。時に年五十二。姉崎村妙經寺に葬り、法號を寶林院全了日志と稱す。嗚呼千載の下誰か其義烈と忠誠とを歎稱せざらんや。然れども歲月の去るに従ひ、世人は概ね此義人を忘却し、其事蹟の如きも漸く湮滅に歸せんとす。予幼時より此の美談を聞き、心憐かに之を追慕し、其詳傳を得以て其義烈な世に表彰せんと期せし折柄、本年開催の千葉縣地方資料展覽會に於て、圖らず此舊記を一見し(舊記は姉崎村の人齋藤孝なるもの同町小學校へ寄附せるもの)轉た眺望に不堪、今の市原郡長渡邊信氏に就き、原文の謄寫を請ひしに、氏快諾之れを寄贈せらる。抑此事たるや世の風尚に關するのみならず、併せて當時の世態人情をも察し得べき資料たるを以て全文を採録し且つ事實文編、野史、上總町村誌等に依りて校合し、更に近世叢書に載せたる市兵衛記を採録して卷末に附す。讀者之れを諒せよ。

明治四十四年辛亥十一月三日

(鳴鶴高橋信實誌)

② 小沢治郎左衛門 義僕市兵衛

義僕市兵衛 寛

文三年癸卯本村ニ生ル家貧フシテ名主次郎兵衛ノ從僕ト爲リ當時此地猪鹿多ク山中ニ棲栖シ田圃ノ作物ヲ害ス諸民之ヲ憂ヒ元禄八年乙亥八月本村・迎田・片又木・立野・豊成・不入斗・天羽田・七村共謀シテ望陀郡長谷川村ノ獵犬總兵衛ヲ備ヒ村民ト共ニ大須林山ニ狩ル既ニ日暮近キ頃偶々深城村ノ人九左衛門ノ妻竹山中ニ在リ總兵衛竹

ヲ鹿ト誤認シ之ヲ銃殺ス是ニ於テ諸村ノ名主組頭等相會議ス皆其爲ス所ヲ知ス時ニ天羽田村太郎兵衛ナル者事ヲ奉行所ニ訴エナハ村民ノ辛苦容易ナラス私和スルニ如カスト皆心ヲ同フシ乃吊金ヲ故竹ノ兄望陀郡新田村作右衛門ニ贈リ事決ス幕府其由ヲ知リ糾問スル所トナリ皆答フルニ實ヲ以テセス故ニ隨テ重科ニ處セラレ九年丙子八月總兵衛死罪タリ七村及長谷川村ノ名主等ヲ始メ九左衛門流罪タリ八丈・三宅・二島ニ配流セラル事ニ會セシ組頭悉ク追放ニ處セラレ作右衛門ハ放逐トナル各自所有ノ地所合計三百六十五石ヲ官ニ沒收セラル是ニ於テ市兵衛ノ主家タル次郎兵衛ハ所有地四十石餘ヲ沒セラレ八丈島ニ配流トナル十一年戊寅片又木村名

第一編

六十八

主次郎衛門ノ子長兵衛父ノ流罪宥赦ノ歎訴ヲ企テ市兵衛又其意アリ共ニ江戸ニ到リ書ヲ捧ク尋テ其他罪人ノ子弟親戚等モ歎訴シ百方有赦ヲ請フ九年間然レモ幕府聽カス是ニ於テ市兵衛甘苦シ郷里ニ在テハ毎夜丑刻ヲ期シテ姉崎神社ニ賽詣シ身ヲ以テ主ノ罪ニ代ルヲ祈ル又次郎兵衛ノ親子ヲ養ヒ毎月三回必ス江戸ニ到リ歎訴ス其都度次郎兵衛ノ子萬五郎ヲ負ヒ帶緯皆藁繩ヲ纏ヒ途ニ宿泊セシ江戸小網町二丁目姉崎屋四郎左衛門方ニ投ス寶永二年乙酉正月村人等ト訣別シ斷シテ身ヲ以テ主人ノ罪ヲ贖ハント欲ス復江戸ニ到リ之ヲ訴フ二月奉行萩原近江守ノ命アリ太將軍深ク汝ノ義ヲ嘉ミヒラレ萬五郎十一歳ニ及ヘハ追放ニ處スヘキヲ赦シ且次郎兵

衛ヨリ沒收地ノ内五町一畝四歩ヲ汝ニ賜フ以テ老幼ヲ養フヘシ罪人治郎兵衛ハ獨リ之ヲ赦シ難シト翌日市兵衛書ヲ捧呈シテ授與セラレシ地所ハ萬五郎ニ與エンコトヲ請フ數日ニシテ許サレ更ニ七町二段七畝六歩ヲ下賜セラル且金七拾兩及近江守ノ室ヨリ金貳百兩代官極口又兵衛ヲシテ金貳拾五兩ヲ與ヘラル是ニ於テ義人ノ名一時ニ著ル多ク酒肴物品等ヲ與ヘラル續テ歎訴シ三年丙戌五月聽許セラレ秋冬ノ頃次郎兵衛以下歸村スルヲ得タリ四年丁亥春ヲシテ追放者ノ宥免ヲ歎訴シ八月悉ク赦サル而シテ沒收ノ地ハ大抵故主ニ復有セシム之レ市兵衛ノ歎訴ニヨリ是ニ及フ林大學頭幕命ヲ受ケ其記文ヲ書シ其名朝野ニ著ハル又村民ニ命ノ市兵衛ヲ敬

第一編

六十九

セシム長兵衛ノ勞之ニ亞ク市兵衛正徳四年甲午十一月四日死ス年五十二妙經寺ニ葬ル法號寶林院全了日志ト稱ス

(小沢治郎左衛門「上総町郷誌」明治二十二年「姉崎村」項)

③ 林大學頭と荻生徂徠の市兵衛記文

市兵衛記

上総州市原郡姉崎村市兵衛(下農民也、其主次郎兵衛元禄八年乙亥與子同國總兵衛故島統家鹿、誤傷人之死、次郎兵衛雖不預其科、然會爲之驚懼、故連坐于伊豆大島、市兵衛、哀之、遂歸于官廳、請願其罪、今已十有一年、弗報弗償、寶永二年乙酉正月十八日、郡國總務役五位下近江守・萩原重秀、與其同僚・市兵衛・望陀郡長谷川村・迎田・片又木・立野・豊成・不入斗・天羽田・七村共謀シテ望陀郡長谷川村ノ獵犬總兵衛ヲ備ヒ村民ト共ニ大須林山ニ狩ル既ニ日暮近キ頃偶々深城村ノ人九左衛門ノ妻竹山中ニ在リ總兵衛竹

金、買取山宅、而附其五郎、福壽郎之老妻爲證也、官吏召郡監又兵衛樋口氏、質其言無所違、官吏悉聽其言、賞其義、重秀與同僚、告其始末於執政老臣、皆曰、彼志誠切、然次郎兵衛之罪不可赦、是法所定、唯以次郎兵衛出宅之沒在官告、悉可授市兵衛也、官吏傳令於樋口氏、市兵衛聽之、雖官平伏、猶有不懼之色、又曰、所罰之宅、願卑之萬五郎、自領之則爲主謀而取主之宅者也、命令雖重而弗違也、官吏曰、愚命雖重不可違、早歸邑里、留滯日久、支用又乏也、市兵衛拜謝曰、僕出邑之日、爲主待罪、故附家事於親族孫十郎、無所介懷、且在府之間、市中自知已者、憐僕情、願遇有餘、故年來雖參東郡、不求和食料也、官吏聞其言、又告執政、改授宅於萬五郎也、市兵衛歡呼伏乃歸其部、重秀又告執政曰、姉崎村、幸有無主之地、願授出佃六町及田宅等、表其行實、重秀請予記其狀、因陳其言、且加一語曰、至誠無息則久、久則誠、若市兵衛素志所存、十餘年之久、雖平不獲、使官政其誠於今日、可謂久則誠者也、大凡古今所賞於士大夫者忠節、然又克之不盡其責者、若市兵衛、一鄉之士民無不愛、而奉其主盡心已而、無餘顧、忘身而無他道、以士大夫之所不能克、而克之國、則爲國之忠臣、置之家、則爲家之忠臣、使世之不忠於國不忠於家者、聞之、則雖然其類有就、從五位下大學頭 藤原爲國之

寶永二年三月
起きてきけ山ほと、きす市兵衛記 其角
自今拾壹ヶ月前元禄七年ヨリ作
寶永二年四月十日記

記義奴市兵衛事

徂徠集

寶永乙酉三月、有司奉旨、以流人上総州市原縣姉崎村次郎兵衛之田宅、沒在于官者五町七畝、還其子萬五郎、以都之無主田六町、授其奴市兵衛、以資市兵衛也、始次郎兵衛爲都之重正、元禄乙亥歲同甲總兵衛放銃野家於人家竹林中、誤中人妻而斃、當時縣署在出、官長民以爲疑、里就幾丁幾名、就幾門、解其戶、假其器、唯火鎗、勿用鉛石、任其驅逐、不得擅殺、著在令甲、齊民遵守、皆所以防亂、廣慈惠也、而總兵衛之執有子、處斬、次郎兵衛身爲里正不以聞、事覺爲弗知、流于豆大島、其田宅皆沒入官、次郎兵衛父、老且賤、子一、女六、男三、既行其妻方達、頗難、生女而死、奴市兵衛、實諸懷抱中、逼於里之有乳者乳之、親戚弗顧、三口之者然無所依、兒女則孤獨泣涕已、市兵衛與其妻、所以養之、皆已之爲人婢、而老下、與其個人田所受者若干、獲中金八兩、悉出買一小屋、以處次郎兵衛父與子女者、奉而事之、若其主在口、益憐其人也、以其升合之、而饋之供、四口之者於此乎無飢寒之患焉、市兵衛猶恐己妻之或育、而朝夕之弗給也、遂不與俱同床者十有一年矣、次郎兵衛歿之日、市兵衛業已附東

(『房總叢書 第老輯』房總叢書刊行會 大正元年)

④ 壬辰市兵衛記(一) 船橋市立図書館本

(原稿・表紙)

宝永二年三月
上総州市原郡姉崎村市兵衛(下農民也、其主次郎兵衛元禄八年乙亥與子同國總兵衛故島統家鹿、誤傷人之死、次郎兵衛雖不預其科、然會爲之驚懼、故連坐于伊豆大島、市兵衛、哀之、遂歸于官廳、請願其罪、今已十有一年、弗報弗償、寶永二年乙酉正月十八日、郡國總務役五位下近江守・萩原重秀、與其同僚・市兵衛・望陀郡長谷川村・迎田・片又木・立野・豊成・不入斗・天羽田・七村共謀シテ望陀郡長谷川村ノ獵犬總兵衛ヲ備ヒ村民ト共ニ大須林山ニ狩ル既ニ日暮近キ頃偶々深城村ノ人九左衛門ノ妻竹山中ニ在リ總兵衛竹

上総州市原郡姉崎村市兵衛(下農民也、去元禄八乙亥年猪・鹿作畑荒出、村中難義ニ付、不入斗村・迎田村・片又木村・立野村・豊成村・天羽田・姉崎村、右七ヶ村名主立合ニ、長谷川惣兵衛之中者を頼ミ猪・鹿おとさ七候所、同年八月十二日若方、大須林山ニて深城村九左衛門と申者之女房を猪・鹿と見違、鉄砲ニて打殺候事、其節近村五ヶ村名主立合取扱候次第ハ、相果候得共不及是非、御公儀様御沙汰ニ及候得共、多難義出来候段、九左衛門并ニ女房兄新田村作右衛門ニも為致得心、申イ金のミ出し、惣兵衛発心為致高野山へ遣中答ニて取扱相済候處、右立合候村々之内御役人方相聞、御江戸沙汰ニおよび、段々御詮義

④「土民市兵記事」(船橋市立図書館本)つづき

之上、惣兵衛ハ死罪、右七ヶ村名主遠嶋被仰付、跡田畑家・屋鋪闕所ニ罷成、立合候村々ハ追放之上田畑・屋鋪御取上被為成候、不入斗村縫之丞、片又木村次郎右衛門、姉崎村弥右衛門・次郎兵衛、豊成村甚大夫・重兵衛、立野村半十郎、右之方豆州大嶋へ流罪、天羽田村太郎兵衛其御り江戸籠死、迎田村七郎兵衛、深城村九左衛門、右之方三宅嶋へ流罪、新田村作右衛門、深城村名主七郎右衛門、右兩人は籠死、永藤村長右衛門、椎津村作右衛門、白塚村庄兵衛、朝山村与左衛門、深城村太郎兵衛・伊作・善右衛門より、右七人ハ御追放被為仰付候、右流罪之内姉ヶ崎村次郎兵衛と申者代々有徳ニ暮、諸親類ニ深切・慈悲深人ニ有之といへとも、皆人はを愁、隣郷こつらない無是非事、親得入恩をたにし家来ニ市兵衛と申者自他之歎キ、主人次郎兵衛多年之恩借一かたならず、願可叶義ニ候ハ、流罪替り、主人ヲとめ可申段様々申断といへとも、曾て御取上ケもなく、昼夜紅涙ニしずミ、尤主人次郎兵衛達て止之心底ニ候ハ、親得入妻子養育月くれ様頼まれ、命賛むつましく老幼ニ養不可る者之貧窮之叶ぬ事、ゆふに言葉なし、十一年以来之丹誠流罪帰国之訴訟一かたならず、江戸姉ヶ崎屋四郎左衛門と申者有、籠舎之砌りより国本之よし、嶋え之通路筆ニも尽しかた、世話也申もあたりあり、中ニも治郎兵衛家来市兵衛、心底神妙ニ被存、御江戸御許訟之事難用等曾て構なく、心儘ニいたし候やうに、深切ニ、加へ被申候を力ニて、所々御法事御赦帳御寄合ニも一度もかゝし不申、今年ニ罷成主人親得入老衰ニおよひ歎をとめ兼、兎角ニ市兵衛存詰、正月十一日所之氏神、姉ヶ崎大明神ニ参詣仕願候義、今年迄丹誠尽祈願仕候得とも、主人婦国無御座候ゆへ、今年より拙者主人替り之如何様之御仕置おも願、命を差上候信願ハ、主人堅固ニ帰国之義奉願候、則市兵衛縁類孫重郎と申

者を跡之義頼置、主人えも不残暇をいたし、御江戸御奉行様方へ御許訟罷出候、誠寿命長久とてそくばくの財宝を費は世俗之ならい、是ニハ引替、主人之為命を捨ひ候願、神慮ニもいかて納受ならさらんや、乍恐口上書を以御許訟申上候

上総国市原郡姉ヶ崎村樋口又兵衛様御代官所

訴訟人 市兵衛

一、主人次郎兵衛、十一年以前同国深城村鉄砲一乱ニ付、豆州大嶋へ流罪ニ被仰付候付、度々御赦帳ニも御許訟罷出候外、御免許難被遊候申たし、然ル所次郎兵衛之親得入今年八十七才、治郎兵衛娘十六才、男子十三才、女子十才ニ罷成候、私十一年以来大勢之者養育仕候所、子供成人仕候ゆへ何共可仕様無御座候、重罪之者御免許難被遊候ハ、拙者如何様ニも御仕置ニも被仰付、主人御赦免ニ被為成被下候得は大勢之者助命、其上親得入今明も知不申義、何共存生之内今一度為逢申度奉存候、哀御慈悲主人遠嶋御赦免之義奉願上候、以上、(重考)宝永二年酉正月十六日御許訟人市兵衛、此許訟萩原近江守様御聞届被遊、同十九日御評定所へ可罷出旨被為仰付候ゆへ、則罷出候所、神妙成許訟、上様えも御申上可被為申旨被仰上候、同廿七日從萩原近江守様御尋ニ付、口上書差上候趣、

一、二月廿一日近江守様へ被召出、次郎兵衛所持致候闕所田畑・屋鋪不残、此度市兵衛ニ被下置、流罪者倅ゆへ万五郎十五才候へは、御追放之所市兵衛神妙成許訟ゆへ、此節御免被遊候、難有奉存旨、次郎兵衛義ハ同罪類有之ゆへ御免難被遊、重て願ひ申候様被仰付候、

市兵衛難有奉存罷帰候、次日又々御許訟申上候、

一、主人流罪御赦免御許訟申上候得共、次郎兵衛闕所之御田地・屋鋪、主人為養育私へ被下難有奉存候得共、不定之ならいも御座候得は御証文ハ被下置候、復倅は我儘申無奉公之義難有奉存候、子細ハ大勢之者養育仕候手立ニ賃日用ニ罷出、其上私娘を売、金八両才覚仕屋鋪狭メ、主倅買遣し証文万五郎名代に仕取置申候、何卒主人跡相統仕度奉存候段、達て御許訟申上候得共、近江守様御意、重罪之者世倅ニ田畑被下例無之は、当地宿払上切いたし候哉と御尋被遊候所、市兵衛申上候様、私体ニて御許訟罷出候度毎ニ宿払仕候てハ、中々今年迄御許訟相詰かたく候得共、小あミ町寺丁目姉ヶ崎屋四郎左衛門と申者、十一年以来私心見届ケ被下難用等合力被致、其上ニも世倅共方へ折々心付いたし給り候ゆへ、是を便りニいたし、今年迄許訟相詰メ申候、四郎左衛門儀親類ニても無御座候、無福之者ニて勿論人宿不仕、少々之穀物問屋仕罷在候由申上候得ハ、近江守様御意無福之者ニて深切成志神妙ニ有之段被遊御意、

一、同廿五日近江守様へ召出御意、其方願之儀段々神妙成願故、御老中様へ申上所ニ、市兵衛願之通り可申付候段被仰上候間、難有奉存旨、其上從近江守様御料理被為下、金子拾兩被下置、国本え早速罷帰り主人えも可申聞段、其夜宿四郎左衛門方迄御人被添、重て四郎左衛門可罷出旨被仰付、

一、同廿六日四郎左衛門、同世倅源七、近江守様へ罷出申上候は、為御褒美倅万五郎、市兵衛方へ御田地、金子迄被下置段難有奉存候由申上候得は、御意数年市兵衛許訟相詰メ候事、其方深切ニ力を得今年迄仕来り候寄特之至、上々様方えも申立可遣段被為御意候得は、

為御褒美 郡内嶋孝正

とろめん孝正

四郎左衛門頂戴仕候、

一、近江守様より御代官様へ、市兵衛様子内証ニて吟味仕見可申段被仰付、右市兵衛居村名主・組頭被召出御尋被遊候所、市兵衛毎度御当地御許訟罷出候節、主人替り其身如何様にも御仕置奉願候故、暇乞仕罷出候、勿論累年次郎兵衛養育忠切之仕方、言語難申上段御代官様へ名主・組頭申上候、弥寄特成者ニ被思召、次郎兵衛闕所田畑・家鋪前度村え御預ケ有之を、不殘御取立被成、市兵衛へ御渡被遊、其上村百姓中より万五郎・市兵衛ニ致不便、そまつにいたし申間鋪段、不殘連判御取被遊候、

一、三月十一日万五郎・市兵衛江戸着仕、同十二日宿世倅源七同心仕、近江守様へ御札に罷出候所、段々御機嫌克難有御意、別て万五郎は御居間迄被寄、從若殿様御言葉被下、御料理被下候上、もてあそひ品々被下、難有仕合ニ奉存候、

一、同十三日御代官様へ被召寄、三人共に御料理被為下候、

扇子・筆・墨・紙・草子 万五郎かたハ

金子貳百疋 市兵衛かたハ

一、同日御勘定役小見山友右衛門様えも御目見へ被仰付、扇子・筆・墨万五郎方被為下候、

④「土民市兵記事」(船橋市立図書館本)のき

一、同十四日近江守様へ三人共ニ被召出れ御意段々、此度之義神妙之至、上々様にも御嫌克被思召、依之市兵衛方へ田畑六丁歩、居山老丁余被下置候条難有奉存、進退可仕旨被仰上、其上御料理被為下候、

一、同月十六日御代官様へ三人共被召出、御料理被下、右田畑被下置候二通之御証文頂戴仕候、

右御証文ニ曰

上総国市郡姉ヶ崎村之内
覚

田畑・家・屋鋪合テ五町七畝四歩

是ハ十一年以来亥年伊丹左京知行所之節、他領村々大勢申合、惣兵衛と申者頼猪・鹿おとし、鉄砲ヲ以九左衛門と申者女房を猪鹿ニ見違等殺、御詮儀之節申論、惣兵衛ハ重科ニ付死罪被仰付候、次郎兵衛義も外ハ同御詮儀之節隠置申論、御料ニより遠嶋被仰付、右田畑・屋鋪闕所ニ罷成候、然に市兵衛十一年以来無断絶、次郎兵衛遠嶋御免之御許訴訟申出、次郎兵衛老父、幼稚之子共養育いたし候仕方深切成志、此度其身如何様ニも御仕置被仰付候段々、寄特事ニ被思召候ニ付、右田畑・屋鋪市兵衛に被下之、次郎兵衛子万五郎成人之節御追放之旨ニ候得共、御赦免被成下候旨、御老中様被仰渡候由、二月廿一日萩原近江守様被仰渡候所、市兵衛奉願候は、主之田畑・屋鋪自分進退難仕候間、万五郎ニ被下様再三願奉候ニ、其段御老中様へ被仰上候得は、市兵衛存念弥寄特成義ニ被思召、願之通り被仰付旨、同廿五日近江守殿被仰渡候、御勘定所御証文我等方へ有之ニ付、為後証書付如斯ニ付、右田畑・家・屋鋪万五郎令進退、御年貢諸役村並可相勤者也、

宝永二年酉三月

樋口又兵衛判

姉ヶ崎村 万五郎
市兵衛

覚

田畑・屋鋪合六町歩

外ニ
居山老町貳反七畝六歩

是ハ、主次郎兵衛十一年以前遠嶋被仰付候所、無断絶御免之許訟願出、数年心勞、老幼之主を養育之仕方、深切成者此度其身如何様ニも御仕置被仰付、次郎兵衛遠嶋御赦免候様ニ、達て奉願候旨、段々寄特成事ニ被思召、次郎兵衛闕所田畑・屋鋪五畝歩之所、市兵衛被下候旨、先頃被仰渡候所、主之田畑進退可仕様無御座候間、主之倅万五郎へ被下置様奉願候ニ付、願之通り被仰付、弥寄特成者ニ被思召ニ付、書面之田畑・屋鋪市兵衛ニ被下置旨、御老中被仰渡候よし、三月十四日萩原近江守様被仰渡候、御勘定所御証文我等方ニ有之付、為後証書付如斯ニ候条、右田畑・山は令進退之、御年貢諸役村並ニ可相勤者也、

樋口又兵衛判

宝永元年酉三月

姉ヶ崎村 市兵衛

一、三月十七日從御代官三人共被召連、近江守様へ御礼ニ罷出候所、段々御機嫌克難有御意、不殘御料理被為下候、後次郎兵衛親、市兵衛、同女房

右三人方へ 金三兩

娘てう 万五郎 娘そめ 市兵衛娘 いぬ ひさ

右五人方へ

唐木綿 さらさ染 五反

一、萩原近江守様へ罷出候所、家代金七拾兩御拝借仕候、

一、同三年之春も無懈怠御料理訟奉願上候折節、一位様御一廻忌ニ相当、

戊戌五月廿二日御赦帳達上聞、同八月六日御評定所え罷出、其節豆州大嶋次郎兵衛・半十郎・甚太夫・重兵衛御赦免、同廿三日帰国ス、右同断、三宅嶋七郎兵衛御赦免、同十一月帰国ス、右之通り御赦免は皆市兵衛働ニて御赦免之由萩原近江守様御役人衆中被仰付候、

一、同十一月より残り御追放之者は、御許訟ヲ企可申相談仕候得は、次て

もなき企ハ難申上、依テ同四年之春より御許訟ヲ企夏迄相詰、白塚村

喜平次江戸ニ詰置候、依て難用等右之仲間ニて難用遣し候、依て五月一位様御三廻忌御弔御赦帳ニ付、同八月不殘御赦免ニ罷成、十月迄透

と御礼相勤、此節右之田畑・屋敷御闕所之分大形御許訟仕、元々え婦

り申候、其内等片又木村次郎左衛門田畑・家・屋鋪は埒明不申、当年迄拾三ヶ年ニて深城村之鉄砲騒動漸落着仕候、迎田村七郎兵衛田畑・

家・屋鋪、是ハ内証ニて御返し被遊被下候、過徳ハ上々成り、惣て田

畑・屋敷は面々御地頭様方之御了簡次第ニ相濟儀ニて御座候、姉ヶ崎

村孫右衛門、天羽田村太郎兵衛田畑・家・屋鋪、山まで姉ヶ崎村市兵

衛支配と罷在候、然ル所孫右衛門・岩松両所者ニ市兵衛立成候難用内

外之入用迄見届申也、此儀市兵衛苦身ニ致来縁、迎田村七郎兵衛田畑

宝永五子年迄家督米拾五俵御地頭様へ御取上被遊候、明子年春御許訟

ニて田畑・屋鋪共相濟申候、片又木村次郎左衛門跡敷、宝永六乙丑年

八月五日田畑・山・屋敷共被下候、家之儀は不被下候、右田畑之内高

目ニて八石は重助家叔父源八御地頭様より被仰付、是則諸親類御許訟

之仕方悪敷故、朝(以下未記載)

(船橋市・船橋市西図書館所蔵文書)

『市原市史 資料集 (近世編2)』平成一〇年

深城村元禄鉄砲騒動・一名「市兵衛記」関係史料

⑤ 島野落合家本

《前略》

頃八元禄八乙亥年、上総

国市原郡二而、近郷八皆山入夥しく、猪鹿住ンデ耕作を荒シ、農家難儀限りなし。依之近郷催シ、猪鹿狩り度々致スト言へ共塩のわくにことならず。然る所に久留里在郷長谷川と申処に惣兵衛と申鉄砲之上手有由聞及び、近郷相談之上此獵師を頼ミ、猪鹿狩り度々致す所に、同年

八月十二日と申二八、深城村之番に当り、中ひよと

申所へ鹿を追ひ来る。其時九左衛門と申者之女房稻之こき竹を伐りに来り。種井戸近シ

所二太郎兵衛屋敷ト申処有。此所之竹藪へ

白手ぬぐひを腰にはさミ入けるを、其時猪鹿

狩の人々白手ぬぐひの動を見付、あれ社今の

鹿なりとて、夫トの九左衛門が差図し、同女房

ハ女心にはづかしく、人々に見付られまじと

運□かや、前世之引縁かや。夫が妻を差図して、

獵師ハはやる手れんの鉄砲只一打に

腰ぎわを打貫れ、ア、鉄砲二打レしと声斗、いき

絶へたり。獵師も其時鉄砲をのどへ当、妻の

かたき九左衛門方へ引かねを引候へと色々に

申候得共、誠二□□之事なれハ人々二も止られ、

九左衛門も引かね引兼候。夫より拾ヶ村之相談評義ト

成ル。誰レ□を此道理ト申者も無ク候所二、天羽田村

太郎兵衛ト申者、其頃安房・上総・下総三ヶ国ヲ渡り

馬の売買ヲ致す馬喰なり。男立二而集参り

相談に加り、金銀二而取扱相□可申候とて

相談に加わり候故、拾ヶ村之取扱金銀にて

相済シ候処、其頃今津村・朝山村之名主与左衛門ト

申者の所へ御領御地頭様より御役人衆□遊御

出候て、組頭七郎左衛門ハ今日何故見ぬぞと御□□

有之候故、七郎右エ門今日ハ深城村ト申所二而猪鹿狩

有之、鉄砲二而人を打殺、其儀二而今日内済の

取扱拾ヶ村の立合二而参り候と申上候得バ、夫レは

不届千万成る至り也。人ヲ殺して而事々

御公儀様を□メ内済沙汰を聞たる我々まで詮議

候てハ難儀之掛る事なれば、聞捨には成ル

まじと被仰、御帰り被遊候由。其頃竹

女義江戸御役人屋敷御奉公仕噺

仕候を、段々御上之耳に達、御上より御召

出し御□有之候共風聞有之。何れとも

慥□相知れ不申候得共、翌年

御奉行様御召出にて、則子ノ八月六日

御評定にて、獵師惣兵衛義は

御敗成。拾ヶ村之名主ハ遠島。不調法取

扱相談に加り候者共御追放。跡式義八面々

御屋敷様より御追放に被仰付、親・妻・

子共・家来等に至迄渴命におよび、路道二

立、或ハ一家一門縁者、他村之見知り、近

付之者之所、其所此所と迷ひあるき

高き天も低見へ、広き世かいも狭ク成り。

《中略》

依之三ヶ年過、四年月二罷

成候而片又木村次郎右衛門倅長兵衛と申

者親之遠島御赦免之御願を企候二付キ、

姉ヶ崎村次郎兵衛家来市兵衛兩人二而御願

申上、村々にても御願人数二加り、御願書ノ

連印を以て色々に御願申上候。有時其後

役之名主・組頭願人有時□惣百姓又

有時之倅妻子共家共色をかへ品をかへ

御願申上候得共、御赦免無之。

《中略》

成就致ス壺ヶ年前二片

又木村長兵衛病死致シ候故、親孝行之長兵衛、

主孝行之市兵衛ト御名を可被下様に風聞

有之候由。市兵衛義は御願成就之上、主孝行之

市兵衛と名を被下、則林大学様へ被 仰付、主孝

行之市兵衛記ト申書物ヲ御作被遊候而、日本

六十六ヶ国は不及申、長崎・大唐迄も御渡し

被遊、末代迄市兵衛名を被遊御残し候。

《後略》

1. 深城村元禄鉄砲騒動 略年表

和暦	西暦	月	日	事件関連の主な出来事	月	日	国内の主な出来事
延宝8	1680				5		綱吉、5代将軍となる
貞享4	1687				1		生類憐み令を出す(この後1708まで繰り返し布令)
元禄2	1689				3		芭蕉「奥の細道」の旅に出る
元禄4	1691				1		林鳳岡大学頭となる。2月に湯島聖堂落成
元禄6	1693				12		新井白石、徳川綱豊の侍講となる
元禄7	1694				7		側用人柳沢吉保、初めて評定所出座を許され、12月老中格となる。
					10		松尾芭蕉没す(51)。この年菱川師直没す(77)
元禄8	1695	2		姉崎村名主次郎兵衛宅にて、不入斗・迎田・片又木・立野・豊成・天羽田・姉ヶ崎7か村名主立合い、田畑作物を荒らす猪鹿対策について相談、望陀郡長谷川村の山獵師・惣兵衛に猪鹿狩りを依頼することに決する。			
		8	12	暮方、深城村「中ひよ」の竹藪にて、惣兵衛が百姓九左衛門女房「たけ」を鹿と見誤って撃ち殺す。			
				近隣村役人立合い、内済(私和)にする。			
		10		事件が幕吏の知るところとなる。			
		11		関係者が江戸に出頭を命ぜられ、糾問される。			
元禄9	1696				4		荻原重秀勘定奉行となる(～1712)
		8	6	評定所にて、7か村名主等遠島、田畑家屋敷没収(欠所)。立合い5か村村役人等は追放、田畑屋敷没収(欠所)を命ぜらる	8	11	荻生徂徠、柳沢吉保に召し抱えられる
元禄11	1698			この年より片又木村次郎右衛門倅長兵衛等による遠島人赦免の請願活発化。市兵衛もそうした動きに加わる	12		英一蝶、三宅島に流刑となる
元禄13	1700				12		徳川光圀没す(73)
元禄15	1702				12	14	赤穂浪士、吉良邸に討ち入る
元禄16	1703				11		南関東大地震(元禄大地震)
					2		榎本其角没す(47)
宝永2	1705			長兵衛病死する。世に「親孝行之長兵衛」といわれる。			
宝永3	1706	8		流罪の者たち赦免となる。			
		8	23	次郎兵衛ら4名が伊豆大島から帰国する。			
		11		七郎兵衛三宅島から帰国する。			
宝永4	1707				10		富士山噴火、宝永山できる
宝永5	1708	8		追放の者たち赦免となる。			
宝永6	1709				1		綱吉没す(64)。5月 家宣将軍となる

2. 深城村鉄砲誤射事件 関係者一覧表

船橋市図書館本	宮本家本	村名	名前	取上石高	処分		備考
		深城村	たけ			死亡	九左衛門女房
		長谷川村	惣兵衛		死罪		山獵師
		深城村	九左衛門		三宅島へ遠島		たけの夫
		新田村	作右衛門			牢死	竹の兄
姉ヶ崎	姉ヶ崎	姉崎村	次郎兵衛	40	伊豆大島へ遠島		市兵衛主人
		姉崎村	弥右衛門	20	伊豆大島へ遠島	島にて死亡	
片又木	片又木村	泉谷村	次郎右衛門	50	伊豆大島へ遠島	島にて病死	
不入斗	不入斗村	不入斗村	縫之丞	38	伊豆大島へ遠島	島にて病死	
立野	立野村	立野村	半十郎	35	伊豆大島へ遠島		
豊成		豊成村	甚太夫	26	伊豆大島へ遠島		
		豊成村	重兵衛	18	伊豆大島へ遠島		
迎田	迎田村	向田村	七郎兵衛	35	三宅島へ遠島		
	深城村	深城村	七郎右衛門	18	三宅島へ遠島	牢死	
		深城村	太郎兵衛	12	追放		
		深城村	伊作	6	追放	病死	
		深城村	善左衛門	5	追放		
		朝山村	与左衛門	13	追放		
		白塚村	庄兵衛	14	追放	病死	
	椎津村	椎津村	作左衛門	30	追放		
		永藤村	長右衛門		追放	病死	
天羽田	天羽田村	天羽田	太郎兵衛	15	追放	牢死	
		天羽田	八右衛門			牢死	
	代宿村						
	山谷村						